

I 一般的事項

- (1) 法学部の学生は、在学中にどのような目標をもって、どのような学修・研究を行うかを、入学時から常に主体的に考え計画し、履修すること。
- (2) 科目履修に関する基本的事項は、学則、法学部規程、法律学科履修細則、学科共通履修細則、学芸員・社会教育主事の資格取得に関する規程等に明示している。これらを熟読の上、以下に述べる諸項目や時間割制作成の手引き・シラバス等を参考にして、履修科目を決定すること。
- (3) 同一时限に同時に開講されている科目は、重複して履修することができない。
- (4) 授業科目のうち、A、B、C 等クラスの区別のあるものは、そのいずれか一つを選択し履修すること。ただし、履修する科目によっては、予め受講するクラスを指定する(以下、「受講指定」という。)場合がある。この場合は、原則として、受講指定されたクラスで受講しなければならない。
- (5) 科目によっては、隔年開講となる。
- (6) (A) 各学期の履修上限単位数は、追手門学院大学履修登録に関する取扱基準に定める。
(B) 資格取得に関する科目等のうち、卒業要件とならない科目の単位数については、この制限を受けない。その他、成績評価が「認定」として単位付与される科目についても、この制限を受けない。
- (7) 履修登録を所定の方法に従って、指定の期日までに行うこと。この手続きをしない場合には、単位を修得することができない。

II 共通教育科目

共通教育科目は、法学部規程第10条第1項に定めるとおり28単位以上を修得するものとする。なお、共通教育科目は、1年次、2年次において確実に修得することが望まれる。

【ファウンデーション科目群】

1. 初年次科目

2. 外国言語科目

- (1) 「総合英語1」「総合英語2」「Online English Seminar 1」「Online English Seminar 2」を必修とする(外国人特別学生、外国人留学生及び帰国生徒のうち指定された者は除く)。
- (2) 外国人特別学生、外国人留学生及び帰国生徒のうち指定された者は、外国言語科目(日本語)から4単位以上を修得しなければならない。

【リベラルアーツ・サイエンス科目群】

8単位以上を修得しなければならない。

【主体的学び科目群】

外国人特別学生、外国人留学生及び帰国生徒のうち指定された者は、「日本事情1」「日本事情2」を必修とする。

III 学科科目

学科科目は、法学部規程第10条第1項に定めるとおり 62 単位以上(うち必修科目 34 単位、専門基幹科目の選択科目から 18 単位以上を含む)を修得するものとする。

【専門演習とゼミ選択】

- 「法律基礎Ⅰ」は1年生春学期、「法律基礎Ⅱ」は1年生秋学期に履修するものとし、クラスを指定する。
- 「法学研究Ⅰ」は2年生春学期、「法学研究Ⅱ」は2年生秋学期に履修するものとし、クラスを指定する。
- 「ゼミナールⅠ」は2年生秋学期に、学生が希望を提出し、担当教員が決定する。
- 「ゼミナールⅠ～Ⅳ」は同じ担当教員のゼミを履修するものとし、原則として変更を認めない。